

豆類価格安定対策事業の概要

1 事業の目的

本府における特産物である黒大豆及び小豆について、その価格の安定を図るため本事業を実施し、生産農家の経営安定と集団産地の育成に資するとともに、販売体制の強化を図り、JA 系統への一元集荷を推進する。

2 根拠法令

豆類価格安定対策事業実施要領（昭和 61 年 5 月 26 日付け 1 農業第 561 号京都府農林水産部長通達）
京の水田農業総合対策事業費補助金交付要綱（平成 6 年 1 月 21 日京都府告示 28 号）

3 事業実施主体 公益社団法人 京のふるさと産品協会

4 事業内容

産地、対象出荷期間ごとに、出荷された対象豆類の平均販売価額が過去の販売価額を基に定めた保証基準額を下回った場合に生産者に補給金を交付し、農業経営に及ぼす影響を緩和。

5 事業対象年間 3 カ年

6 事業の加入要件

- JA に出荷販売委託していること。
- 協会の定める出荷規格を遵守していること。
- 生産者組織が整備され、JA の指導のもとに計画的な生産出荷を行う体制にあること。

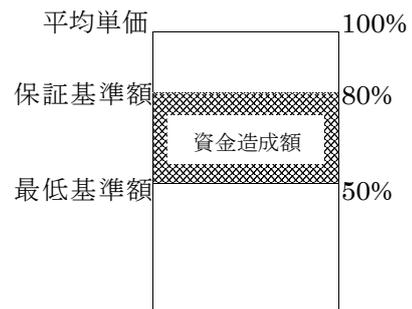
対象豆類	対象出荷期間	対象産地
黒大豆	11 月 1 日～12 月 31 日	おおむね 10ha 以上
小豆	1 月 1 日～3 月 31 日	

7 資金の造成

(1) 資金造成額 (= 交付準備金) の負担割合

京都府	生産者・JA・市町村
1/2	1/2

※生産者・JA・市町村の負担割合は別紙一覧



(2) 資金造成額の算出

資金造成額 = 資金造成単価 [円/kg] (保証基準額 - 最低基準額) × 交付予約数量

(3) 補給交付金の交付

産地実績から算出された平均販売価額が保証基準額を下回った場合に交付される。

補給交付金額 [円] = 補給交付金単価 [円/kg] × 交付率 [%] × 交付対象数量 [kg]

a. 対象産地

産地の区域内において対象豆類の作付面積がおおむね 10ha 以上ある区域で知事が指定。
※産地範囲は、市町村単位(平成 16 年 4 月 1 日以降に市町村合併を行った市町村については、旧市町村単位)【実施要領第 3 の 3】

b. 平均単価[円/kg]

過去 5 年の全農出荷実績の平均販売価額の平均値(平均単価の算定基礎となる過去 5 年の販売金額は、保証基準額を定める年の前年度の貨幣価値で修正したもの。)

c. 保証基準額[円/kg]

平均単価の 80% (実施要領第 5 の 2 により知事が定める。)

d. 最低基準額[円/kg]

平均単価の 50% (実施要領第 5 の 2 により知事が定める。)

e. 資金造成単価[円/kg]

補給金交付のためにあらかじめ積み立てる資金の単価。

資金造成単価 = 保証基準額 - 最低基準額

f. 平均販売価額[円/kg]

産地、出荷期間別の JA 及び全農の集荷、販売実績から算出。

$$\text{平均販売価額[円/kg]} = \frac{\text{対象生産者出荷数量販売総額[円]}}{\text{対象生産者対象出荷数量[kg]}}$$

g. 補給交付金単価

補給交付金単価 = 保証基準額 - 平均販売価額

※平均販売価額が最低基準額を下回る場合は…補給交付金単価 = 保証基準額 - 最低基準額

h. 補給交付金の交付率[%]

計画達成率 (出荷数量 / 交付予約数量) × 100[%]	交付率[%]
80%以上	100%
60%以上 80%未満	95%
40%以上 60%未満	90%
40%未満	85%

※計画達成率は、当該年度と前年度の達成率の平均値。

i. 交付対象数量

補給交付金の交付の対象となる数量で、JA を通じて全農京都に出荷委託した数量の合計。ただし、その数量が交付予約数量を上回る場合には、交付予約数量が交付対象数量となる。

j. 補給交付金交付の例

例: 「小豆・A 産地・11/1-12/31」 交付予約数量 1,000 kg 保証基準額 1,000 円 最低基準額 600 円

例-1 本年度実績: 平均販売価額 800 円 実績数量 1,000 kg 交付率 100% の場合
(1,000 円 - 800 円) × 1,000 kg × 100% = 200,000 円

例-2 本年度実績: 平均販売価額 500 円 実績数量 1,000 kg 交付率 100% の場合
(1,000 円 - ~~600 円~~) × 1,000 kg × 100% = 400,000 円